

石巻市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年11月27日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

- 1 監査対象団体 石巻市老人福祉センター寿楽荘指定管理者
石巻市寿楽荘コンソーシアム
代表構成団体 株式会社サンアメニティ
- 2 監査対象施設 石巻市老人福祉センター寿楽荘（所管課：福祉部福祉総務課）
- 3 監査期間 平成30年10月2日から同年11月27日まで
- 4 監査対象範囲 平成29年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 5 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監査結果 平成29年度の出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、一部について、別紙のとおり指摘しました。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

| 対象部課 | 不適正事項 | |
|-------|-------------|--|
| | 項目 | 内容 |
| 福祉総務課 | 公の施設の指定管理関係 | <p>株式会社サンアメニティを指定管理者として指定する石巻市老人福祉センター寿楽荘に係る指定管理関係事務において、平成 29 年度の管理運営に関する収支決算書と経理関係書類（預金通帳、出納帳、請求書、領収書等）の数字が一部合致しない。また、指定管理者が保管する業務に係る請求書と領収書の記載金額が一部合致しない。</p> <p>これは、担当課である福祉総務課が、指定管理者から提出された指定管理業務報告書を受理した際のチェックが不足していたものであり不適正であるので、担当課は事業報告書に基づき、業務の実施状況等を含め、確認を行うとともに、指定管理者への適切な指導を行うよう求めるものである。</p> |